

公告

県営吉田堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年10月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営吉田堰地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和6年10月25日から令和6年11月22日まで
- 3 縦覧の場所
上田市役所
東御市役所

農地整備課
